

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第50号

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第5条第6号」を「第5条第7号」に改め、同条第4号中「及び第3号」を「, 第3号及び第4号」に改める。

別表第1京都市久世老人デイサービスセンターの項中「午後6時30分」を「午後9時30分」に改め、同表京都市春日丘老人デイサービスセンターの項中「午後7時」を「午後6時30分」に改める。

別表第2中「, 12月30日及び同月31日」を「及び12月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)